

## 地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた懇談会 規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた懇談会」（以下、「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 懇談会は、地方公共団体が実施する建築事業について、その円滑な実施を図るために解決すべき課題の検証やその対応策の検討を行うことを目的とする。

（審議事項）

第 3 条 懇談会は、地方公共団体が実施する建築事業について、次の事項について評価・検証する。

- ① 工事発注までの発注関係事務における具体的な課題
- ② 円滑に事業を実施するための留意点と対応策
- ③ その他

（構成）

第 4 条 懇談会は、別紙に掲げる者をもって構成する。  
2 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。  
3 座長は、懇談会の議事を整理する。

（会議の運営等）

第 5 条 懇談会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。  
2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。  
3 懇談会は原則公開とするものとする。  
4 配付資料、議事要旨（以下「議事要旨等」）は、懇談会の事務局においてホームページその他の方法により公開する。ただし、座長が非公開として取り扱うことが妥当と判断した議事要旨等については、一部非公開とすることができる。

（事務局）

第 6 条 懇談会の事務局は国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室に置く。  
2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この規約は、平成 29 年 3 月 30 日から施行する。